○国土交通省告示第千五号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十六年七月二十三日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年十月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀ＧＳ－1074	一酸化炭素等発散防止装置　コマツ　ＳＡＡ４Ｄ　107Ｅ－２－Ａ	車名：コマツ　型式：ＷＤＲ－ＷＡ126	株式会社　小松製作所　東京都港区赤坂二丁目３番６号

○国土交通省告示第千六号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十六年七月二十九日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年十月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀ＧＳ－1034	一酸化炭素等発散防止装置　コマツ　ＳＡＡ６Ｄ　107Ｅ－２－Ａ	車名：コマツ　型式：ＷＤＲ－ＷＡ122	株式会社　小松製作所　東京都港区赤坂二丁目３番６号

○国土交通省告示第千七号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十六年八月七日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年十月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀Ｎ－1165	騒音防止装置　ＵＤトラックス　ＬＫＧ－01Ｇ　Ｋ５Ａ	ＵＤトラックス　ＱＰＧ－ＧＫ５＊＊＊	ＵＤトラックス株式会社　埼玉県上尾市大字壱丁目１番地

○国土交通省告示第千八号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十六年八月七日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年十月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀Ｇ－2148	一酸化炭素等発散防止装置　ＵＤトラックス　ＬＫＧ－ＧＨ11ＴＴＡ	ＵＤトラックス　ＱＰＧ－ＧＫ５＊＊＊	ＵＤトラックス株式会社　埼玉県上尾市大字壱丁目１番地

○国土交通省告示第千九号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十六年八月十八日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年十月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀ＧＳ－1062	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　４ＬＥ２Ｘ　ＤＰＡ	吸入負圧：2.4kPa　排気圧力：24.0kPa	いすゞ自動車株式会社　東京都品川区南大井六丁目26番１号

○国土交通省告示第千十号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十六年九月四日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年十月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀Ｇ－2604	一酸化炭素等発散防止装置　三菱　Ｍ－６Ｍ60Ｔ　２ＱＫＧ	三菱　ＱＫＧ－ＦＫ＊＊Ｆ、三菱　ＱＤＧ－ＦＱ＊＊Ｆ、三菱　ＴＫＧ－ＦＫ＊＊Ｆ、三菱　ＴＫＧ－ＦＫ＊＊ＦＹ	三菱ふそうトラック・バス株式会社　神奈川県川崎市幸区鹿島田一丁目１番２号

○国土交通省告示第十一号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第一項の規定に基づき、富士重工業株式会社から、指定製作者等の住所を次のとおり変更する旨届出があったので、同令第十一条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十六年十月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

１．変更する指定製作者等の住所

新

東京都渋谷区恵比寿一丁目20番８号

旧

東京都新宿区西新宿一丁目７番２号

２．変更年月日

平成26年８月17日

○国土交通省告示第十一ノ二号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十六年十月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏